

令和6年12月17日

長浜市議会議長 高山 亨 様

提出者 議会運営委員長 中川 リョウ

### 議案の提出について

令和6年長浜市議会定例会令和6年12月定例会において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び長浜市議会会議規則（平成18年長浜市議会規則1号）第14条第2項の規定により、次の議案を提出します。

### 記

委員会提出議案第3号

長浜市議会委員会条例の一部改正について

委員会提出議案第4号

長浜市議会会議規則の一部改正について

委員会提出議案第5号

長浜市議会基本条例の一部改正について

(改正理由)

地方自治法の改正により、社会環境・経済情勢等の変化により新たに生ずる課題等への対応、災害発生時等における議会機能の維持、情報通信機器等を活用したオンラインによる会議の開催などについて規定されたことを受け、本市議会で会議運営のあり方等について協議検討を重ねてまいりました。

その結果を踏まえ、議会の会議運営に関する条例及び規則の一部を改正するとともに、この規則の一部引用している長浜市議会基本条例の一部を改正するものです。

## 委員会提出議案第3号

### 長浜市議会委員会条例の一部改正について

長浜市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年12月17日提出

議会運営委員長 中川 リョウ

### 長浜市議会委員会条例の一部を改正する条例

長浜市議会委員会条例（平成18年長浜市条例第212号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「名称、委員」の次に「の」を加える。

第6条の見出し中「設置」の次に「等」を加える。

第12条第1項中「、又は」を「又は委員長が」に改め、同条第2項中「、又は欠けたとき」を削る。

第14条（見出しを含む。）中「議会運営委員及び特別」を削る。

第15条の次に次の1条を加える。

（委員会の開会方法の特例）

第15条の2 委員長は、委員等について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）によって、委員会を開会することができる。ただし、第20条第1項の秘密会は、この限りでない。

（1）大規模な災害の発生、重大な感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

（2）次のアからエに掲げる者が、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

ア 委員

イ 長浜市議会会議規則（平成18年長浜市議会規則第1号。以下「会議規則」という。）

第117条第1項の規定により委員会への出席を求められた委員外議員

ウ 会議規則第142条第1項の規定により委員会への出席を求められた紹介議員

エ その他委員会又は委員長が必要と認める者

2 前項第1号の規定により委員会が開会される場合において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

3 第1項第2号に規定する事由によりオンラインによる方法で出席を希望する者は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

4 第1項の規定により開会された委員会に、オンラインによる方法で出席する者は、会議を妨げないよう、出席する環境を自ら整えなければならない。

5 第1項の規定により開会された委員会に、オンラインによる方法で出席する者は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。

6 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。  
第18条に次の1項を加える。

2 オンライン出席している委員が除斥された場合、委員会の同意により、除斥事由に係る案件に関する発言を行うことができる。

第21条に次の1項を加える。

2 前項の規定により出席を求められた者は、委員長が特に必要と認める場合に限り、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

第22条第1項中「長浜市議会会議規則（平成18年長浜市議会規則第1号。以下「会議規則」という。）」を「会議規則」に改める。

第24条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第28条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第25条第1項中「公述人」という。）は、」の次に「前条の規定により」を加え、「文書で」を削り、同条に次の1項を加える。

3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。

第28条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第29条第3項中「前3条」を「第26条から前条」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べるすることができる。

第29条の次に次の1条を加える。

（請願者）

第29条の2 会議規則第141条の2に規定する請願者については、第26条から第28条まで及び第29条第1項から第3項までの規定を準用する。

第30条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 委員会提出議案第4号

### 長浜市議会会議規則の一部改正について

長浜市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和6年12月17日提出

議会運営委員長 中川 リョウ

### 長浜市議会会議規則の一部を改正する規則

長浜市議会会議規則（平成18年長浜市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「

第8節 表決（第67条—第77条）

」を「

第8節 表決（第67条—第77条）

第9節 公聴会及び参考人（第78条—第84条）

」に、「第9節」を「第10節」に、「第78条—第82条」を「第85条—第89条」に、「第83条—第87条」を「第90条—第94条の2」に、「第88条—第104条」を「第95条—第111条」に、「第105条・第106条」を「第112条・第113条」に、「第107条—第118条」を「第114条—第125条」に、「第119条・第120条」を「第126条・第127条」に、「第121条—第131条」を「第128条—第138条」に、「第132条—第139条」を「第139条—第145条」に、「第140条—第144条」を「第146条—第150条」に、「第145条—第153条」を「第151条—第159条」に、「

第6章 懲罰（第154条—第159条）

」を「

第6章 懲罰（第160条—第165条）

第7章 協議又は調整を行うための場（第166条・第166条の2）

」に、「第7章」を「第8章」に、「第160条」を「第167条」に、「第8章」を「第9章」に、「第161条」を「第167条の2—第168条」に改める。

第2条第1項中「出席できない」を「欠席する」に改める。

第9条第2項中「認めるときは」の次に「、会議に宣告することにより」を加え、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第14条中「そなえ」を「備え」に改める。

第15条中「同一審議期間中は」の次に「、」を加える。

第19条第1項中「承認を要する」を「許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない」に改め、同条第2項及び第3項中「承認」を「許可」に改める。

第29条中「、職員の点呼に応じて」を「、議長の指示に従って」に、「、投票を備付けの投票箱に投入する」を「、投票する」に改める。

第31条に次の1項を加える。

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第37条第1項中「第135条」を「第141条」に、「聞き」を「聴き」に改める。

第44条第2項中「会議」を「議会」に改める。

第45条第2項中「認めるときは」の次に「、議会の承認を得て」を加える。

第50条第1項、第52条第1項及び第55条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第66条中「し難い」を「しがたい」に改める。

第67条中「とろう」を「採ろう」に改める。

第70条第1項中「とろう」を「採ろう」に改め、同条第2項中「し難い」を「しがたい」に、「とらなければ」を「採らなければ」に改め、同条第3項中「とる」を「採る」に改める。

第71条第1項中「とる」を「採る」に改める。

第74条中「第31条まで」を「第30条まで、第31条第1項から第3項まで」に改める。

第76条第1項ただし書中「とらなければ」を「採らなければ」に改め、同条第2項中「とる」を「採る」に改める。

第77条第1項中「とらなければ」を「採らなければ」に改め、同条第2項中「とる」を「採る」に改め、同条第3項中「すべて」を「全て」に、「とる」を「採る」に改める。

第161条を第168条とする。

第8章を第9章とする。

第160条を第167条とし、同条の次に次の2条を加える。

(電子情報処理組織による通知等)

第167条の2 議会又は議長若しくは委員長(以下この条及び次条第1項において「議会等」という。)に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物(次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。)により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織(議会等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

- 3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。
- 4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第20条、第66条、第86条、第125条、第140条第1項及び第141条第1項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早いとき）に当該者に到達したものとみなす。
- 5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。
- 6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第167条の3 この規則の規定（第28条第1項（第74条において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

第6章中第159条を第165条とし、第155条から第158条までを6条ずつ繰り下げる。

第161条の次に次の1条を加える。

(代理弁明)

第161条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

第154条第2項ただし書中「第106条第2項」を「第113条第2項」に改め、同条を第160条とする。

第153条中「すべて」を「全て」に改め、第5章中同条を第159条とし、第152条を第158条とする。

第151条の見出し中「印刷物」を削り、同条を第157条とし、第150条を第156条とし、第147条から第149条までを6条ずつ繰り下げる。

第146条中「、外とう、えり巻、つえ」を「、コート、マフラー」に改め、同条ただし書中「議長の許可を得たときは」を「会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては」に改め、同条を第152条とし、第145条を第151条とする。

第144条の見出し中「決定書の交付」を「決定の通知」に改め、同条（見出しを除く。）を次のように改める。

第144条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第4章中第144条を第150条とし、第140条から第143条までを6条ずつ繰り下げる。

第139条中「、その内容が請願に適合する」を「議長が必要があると認める」に改め、第3章中同条を第145条とし、第138条を第144条とする。

第137条第1項中「意見を付け、」を削り、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

第137条を第143条とする。

第136条に次の2項を加える。

3 前項の場合において、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。

4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

第136条を第142条とする。

第135条第1項ただし書中「、議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要があると認めるときは、この限りでない」を「、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

第135条第3項中「みなす」を「みなし、それぞれの委員会に付託する」に改め、同条を第141条とし、同条の次に次の1条を加える。

(請願者の委員会出席)

第141条の2 委員長は、委員会に付託された請願の請願者から委員会での意見陳述の申出があった場合、委員会に諮ってその許否を決定する。

2 前項の場合において、請願者は、オンラインによる方法で意見陳述できる。

3 前項の請願者が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ

め委員長に申し出なければならない。

第134条を第140条とする。

第133条を削る。

第132条第2項中「、法人」を「並びに法人」に改め、同条第5項中「承認」を「許可」に改め、同条に次の1項を加える。

6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第132条を第139条とする。

第131条第1項中「とる」を「採る」に改め、同条第2項中「すべて」を「全て」に、「とる」を「採る」に改め、第2章第6節中同条を第138条とする。

第130条ただし書中「起立」を「挙手」に、「とらなければ」を「採らなければ」に改め、同条を第137条とし、第129条を第136条とする。

第128条中「第31条」を「第30条、第31条第1項から第3項」に改め、同条を第135条とし、第127条を第134条とし、第126条を第133条とする。

第125条第1項中「とる」を「採る」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合は、投票で表決を採ることができない。

第125条を第132条とする。

第124条の見出し中「起立」を「挙手」に改め、同条第1項中「とろう」を「採ろう」に、「起立させ」を「挙手させ」に、「起立者」を「挙手者」に改め、同条第2項中「起立者」を「挙手者」に、「とらなければ」を「採らなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合は、投票で表決を採ることができない。

第124条を第131条とし、第123条を第130条とする。

第122条に次のただし書を加える。

ただし、法第109条第9項に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

第122条に次の1項を加える。

2 オンラインによる方法で出席している委員は、表決の際に会議に出席していないと認められる場合、表決に加わることができない。

第122条を第129条とする。

第121条中「とろう」を「採ろう」に改め、同条を第128条とする。

第2章第5節中第120条を第127条とし、第119条を第126条とする。

第2章第4節中第118条を第125条とし、第112条から第117条までを7条ずつ繰り下げる。第111条に次の1項を加える。

2 法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。

第111条を第118条とする。

第110条第1項中「議員」の次に「（以下この条において「委員外議員という。」）」を加え、同条第2項中「委員でない議員」を「委員外議員」に改め、同条に次の2項を加える。

3 前2項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。

4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

第110条を第117条とする。

第109条第1項中「すべて」を「全て」に改め、同条を第116条とし、第108条を第115条とする。

第107条中「すべて」を「全て」に改め、同条を第114条とする。

第2章第3節中第106条を第113条とし、第105条を第112条とする。

第104条中「委員長が」を「委員長から」に改め、第2章第2節中同条を第111条とし、第99条から第103条までを7条ずつ繰り下げる。

第98条第2項中「第109条の2第4項」を「第109条第3項」に改め、同条を第105条とし、第94条から第97条までを7条ずつ繰り下げる。

第93条中「承認を要する」を「許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない」に改め、同条を第100条とし、第92条を第99条とし、第88条から第91条までを7条ずつ繰り下げる。

第87条を第94条とし、第2章第1節中同条の次に次の1条を加える。

（出席委員に関する措置）

第94条の2 この章における出席委員には、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席している委員を含む。

第86条を第93条とし、第83条から第85条までを7条ずつ繰り下げる。

第1章第9節中第82条を第89条とし、第79条から第81条までを7条ずつ繰り下げる。

第78条第2項中「又は録音機器による録音とする」を「、録音機器による録音その他議長が適当と認める方法によって記録する」に改め、同条を第85条とする。

第1章第9節を同章第10節とし、第1章第8節の次に次の1節を加える。

第9節 公聴会及び参考人

（公聴会開催の手続）

第78条 会議において公聴会を開く議決があったときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

（意見を述べようとする者の申出）

第79条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

（公述人の決定）

第80条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

（公述人の発言）

第81条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

（議員と公述人の質疑）

第82条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

（代理人又は文書による意見の陳述）

第83条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

（参考人）

第84条 会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、第81条から前条の規定を準用する。

第7章を第8章とし、第6章の次に次の1章を加える。

#### 第7章 協議又は調整を行うための場

（協議又は調整を行うための場）

第166条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。

2 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。

3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。

4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

（協議等の場の開催方法の特例）

第166条の2 前条の協議等の場については、大規模な災害の発生、重大な感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により、その構成員が開会場所に参集することが困難と認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。

2 前項の場合において、開会方法その他必要な事項は、委員会条例の例による。

附則に次の別表を加える。

別表（第166条関係）

名称	目的	構成員	招集権者
----	----	-----	------

全員協議会	定例会月議会における提出予算議案又は議会の運営に関し、議員間の意見の調整を図るほか、行政上の重要な課題について協議又は調整を行う。	全議員	議長
会派代表者会議	議会の運営に関する協議又は調整を行う。	議長、副議長及び各会派代表者	議長
広報広聴委員会	議会の広報及び広聴に関する協議又は調整を行う。	各会派から選出された議員及び会派に属さない委員	委員長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

委員会提出議案第5号

長浜市議会基本条例の一部改正について

長浜市議会基本条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年12月17日提出

議会運営委員長 中川 リョウ

長浜市議会基本条例の一部を改正する条例

長浜市議会基本条例（平成25年長浜市条例第25号）の一部を次のように改正する。  
第2条第4号中「第139条」を「第145条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。